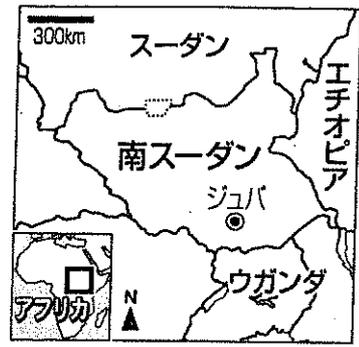


稲田氏 南スーダン訪問

PKO部隊視察「駆け付け警護」探る

南スーダンの首都ジュバを訪問し、陸上自衛隊部隊の隊長(左)から説明を受ける稲田防衛相(右)8日(代表撮影・共同)



稲田防衛相は8日(現地時間同)、南スーダンの首都ジュバを訪問し、国連平和維持活動(PK)に参加している陸上自衛隊部隊の活動や現地の治安状況を視察した。十一月に派遣される予定の後続部隊に、安全保障関連法施行で可能になった「駆け付け警護」などの新任務を付与できるか可否を探る。稲田氏は部隊宿营地で訓示し「わが国を代表して南スーダンの平和と安定に貢献しており、活動には大きな意

義がある」と強調した。後続の十一次隊は、陸上第九師団第五普通科連隊(青森市)を中心とする部隊が派遣される予定。新任務を付与するかどうかが焦点で、政府は稲田氏の視察内容も踏まえ最終判断する。現在派遣中の十次隊は新任務を付与されていない。稲田氏は訓示で「皆さんが日夜直面する現場の実情を胸に刻み、帰国後、国際平和のための自衛隊の取り組みを国民に説明し、理解

と支持を得るよう尽力する」とも述べた。部隊視察に先立ち、同国のヤウヤウ国防副大臣、国連南スーダン派遣団(UNMISS)トップのロイ事務総長特別代表と相次いで会談し、治安情勢やPKOの展望に関して意見交換した。稲田氏は、自衛隊が引き続きPKOに積極的に関与するとの意向を伝えたとみられる。

安全保障法施行で、PKOに参加する自衛隊員は武器を使い、武装集団に襲われた国連職員らを救出する駆け付け警護や、他国軍と共に宿营地を警護する「宿营地の共同防衛」が可能となった。

稲田氏は九月に南スーダンを訪問予定だったが、抗マリア薬服用の副作用によるアレルギー症状が出て一度中止した。政府は二〇一二年に第一



南スーダンPKO スーダンの内戦を経て、2011年に分離独立した南スーダンの安定と開発への支援が目的の国連平和維持活動(PKO)。

駆け付け警護 国連平和維持活動(PKO)に参加する自衛隊が、武装集団に襲われている国連職員や他国部隊のいる離れた場所まで向かい、武器を使用し助ける任務。改正前のPKO協力は、武装集団が「国や国に準ずる組織」に該当する場合、憲法9条が禁じる海外での武力行使につながる恐れがあると認められていなかった。安全保障関連法に含まれる現行のPKO協力は、正当防衛と緊急避難に限っていた武器使用基準を緩和し、任務遂行のための警告射撃が可能になった。

正式名称は「国連南スーダン派遣団(UNMISS)」。日本政府は11年11月から司令部要員を、12年1月からインフラ整備を任務とする陸上自衛隊部隊を派遣している。現在、日本が参加する唯一のPKOで、派遣中の10次隊の主力は第七師団(北海道千歳市)。司令部要員4人、施設部隊約350人が首都ジュバで活動する。

駆け付け警護 国連平和維持活動(PKO)に参加する自衛隊が、武装集団に襲われている国連職員や他国部隊のいる離れた場所まで向かい、武器を使用し助ける任務。改正前のPKO協力は、武装集団が「国や国に準ずる組織」に該当する場合、憲法9条が禁じる海外での武力行使につながる恐れがあると認められていなかった。安全保障関連法に含まれる現行のPKO協力は、正当防衛と緊急避難に限っていた武器使用基準を緩和し、任務遂行のための警告射撃が可能になった。

(共同)